

## 2019年度 各種就学支援制度について

土佐女子中学高等学校 事務室

2019年度現在、土佐女子中学高等学校に在学する生徒に対して、学納金についての以下のような支援制度がございます。また、これらの支援制度は、国及び県の制度・事業に基づき実施されているため、それらに変更があれば制度の内容が変更される可能性があります。手続きなどについての詳細は、学校事務室までお尋ねください。

### (1) 高等学校等就学支援金（授業料に対して）

平成26年度から、国の高等学校等就学支援金制度の改正が行われ、「県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額が50万7,000円未満（年収910万円程度）の世帯に、授業料に対して月額9,900円が支給されることになりました。加えて、私立学校に通う生徒の世帯は保護者の所得（父母等を合算）によって、基準額9,900円にそれぞれの金額を上乗せして受給することができます。

県民税所得割額と 市町村民税所得割額の合計額	所得目安 ※保護者全員の合算額	支給月額(加算割合)	月額授業料(実質)
0円	年収250万円未満程度	24,750円(2.5倍)	2,250円
1円～8万5,500円未満程度	年収250万円～350万円程度	19,800円(2倍)	7,200円
8万5,500円～25万7,500円 未満程度	年収350万円～590万円程度	14,850円(1.5倍)	12,150円
25万7,500円～50万7,000円 未満程度	年収590万円～910万円程度	9,900円(基準額)	17,100円
50万7,000円以上	年収910万円を超える	0円	27,000円

※所得の目安はモデル世帯（夫婦共働き、子ども2人（うち高校生1人））の場合を想定

### (2) 高知県私立学校授業料減免補助金（授業料に対して）

高知県では下記の条件に当てはまる生徒に対して、高知県私立学校授業料減免補助金の交付により、経済的負担を軽減し、就学の継続を援助する事業が行われています。

高校生の場合	高等学校等就学支援金加算額 2.5倍・2倍 受給世帯が対象になります。 (所得内容等は補助対象であっても就学支援金を受給していないと対象とはなりません。) 補助対象額は授業料全額から就学支援金を差引いた額が上限となります。
中学生の場合	生活保護世帯・家計急変世帯・県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯（年収250万円未満程度）が対象になります。補助対象額は授業料全額です。

(3) 私立小中学校に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業（授業料等に対して）

平成29年度から私立学校に通う生徒への経済的支援を目的とした制度が始まりました。「県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」が10万2,300円未満（年収400万円程度）の世帯を対象とし、授業料に対する支援として、年額10万円が支給されます。

県民税と市町村民税 所得割額の合計額	所得目安 ※保護者全員の合算額	就学支援実証事業 補助金	(2) 授業料減免補助金 として受給する額
県民税・市町村民税 非課税 および生活保護受給	年収 ~250万円程度	100,000円	224,000円
10万2,300円未満程度	年収 250万円~400万円程度	100,000円	0円
10万2,300円以上	年収 400万円以上	0円	0円

(4) 高知県高校生等奨学給付金（教科書・修学旅行費等に対して）

高知県では高校生を対象に、教科書・修学旅行費用等に対して給付金制度が設けられています。

高校生対象	7月1日現在で下記の要件に該当する方が対象となります。	
	世帯区分（保護者等全員）	支給額（年1回）
	①生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600
	②県民税と市町村民税所得割額が非課税である世帯	98,500
	③県民税と市町村民税所得割額が非課税である世帯 で、23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯	138,000

(5) 高知市就学援助制度（教科書・修学旅行費等に対して）

高知市では中学生を対象に、教科書・修学旅行費用等に対して給付金制度が設けられています。高知市以外の市町村については、各自治体の窓口までご相談ください。（須崎市、いの町には同様の制度があります。）

中学生対象	生活保護を受けている方（準ずる方）が対象になります。 上記に該当し、かつ授業料が全額免除（高知県私立学校等授業料減免補助金等による）されていることが必要です。	
	援助費目	援助額（年1回）
	①学用品費等	26,760
	②新入学学用品費（中学校1年生時のみ）	45,170
	③宿泊を伴う校外活動費	実費を支給
④修学旅行費（中学校在学中に1回限り）	実費を支給	